

Client Alert

2 September 2022

本アラートに関する
お問い合わせ先



Cahyani Endahayu
パートナー（ジャカルタ）
+62 21 2960 8515
Cahyani.Endahayu@bakermckenzie.com



ジャン＝ドゥニ・マルクス
パートナー
+81 3 6271 9450
Jean-Denis.Marx@bakermckenzie.com



篠崎 歩
カウンセラー
+81 3 6271 9694
Ayumu.Shinozaki@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
Soichiro.Fujiwara@bakermckenzie.com

インドネシア国内で流通する製品に対する ハラール認証の義務化と日本企業に与える影 響：家電製品、化学品、医療機器なども義務化 の対象に

1. はじめに

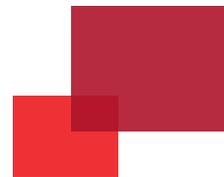
2014年10月17日、インドネシア国民議会は、ハラール製品保証に関する法律2014年第33号（以下「ハラール製品保証法」）を公布した。ハラール製品保証法は、インドネシア国民の大多数をイスラム教徒が占めるところ、インドネシア国民が消費するハラール製品に関して保護と確実性を提供することを目的とする。

前提として、ハラール製品保証法条、「ハラール」の定義はないが、一般的には「ハラール」とは、イスラム教において許容される又は合法的という意味を有するとされる。

ハラール製品保証法では、インドネシア国内に輸入され、流通され、取引されるすべての製品についてハラール認証を得ていること、又は「ハラールでない」ことを表示することを義務づけるものである。

2. ハラール製品保証法の適用

2021年に公布された複数のハラール製品保証法の施行規則の1つがハラール製品保証の実施に関する政令2021年第39号（以下「GR39」）である。GR39では、適用開始の猶予期限が設定される形で、ハラール認証の義務化は、製品の種類に応じて段階的に適用されることが定められている。最初に適用が開始される食品及び飲料の猶予期限は、2024年10月17日である。各製品のハラール認証義務化の猶予期限については別表のとおりである。

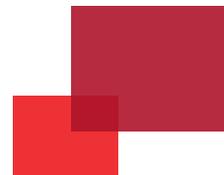


番号	製品の種類	期限
1.	食品及び飲料	2024年10月17日
2.	食品及び飲料の原材料、食品添加物、補助材など	2026年10月17日
3.	動物処理された製品	2024年10月17日
4.	伝統医学、医薬部外品及び健康用サプリメント	2026年10月17日
5.	店頭販売医薬品及び特別店頭販売医薬品	2029年10月17日
6.	向精神薬を除く即効性医薬品	2034年10月17日
7.	化粧品、化学品及び遺伝子組換え製品	2026年10月17日
8.	衣服、ヘッドギア及びアクセサリーの分野で使用されるもの	2026年10月17日
9.	家庭用ヘルスケア用品、家電製品、イスラム祈祷用品、文房具、及びオフィス用品の分野で使用されるもの	2026年10月17日
10.	クラスA医療機器	2026年10月17日
11.	クラスB医療機器	2029年10月17日
12.	クラスC医療機器	2034年10月17日

その他、GR39の要点は、以下のとおりである。

- (a) インドネシア国外のハラール機関が発行したハラール認証は、インドネシア政府とその証明が発行された国との間で、二国間相互ハラール証明承認協定（perjanjian keberterimaan sertifikat halal）がある場合¹に承認される。
- (b) ある製品がハラールであるとされた場合
 - (i) その製品に対しハラール認証が発行される。
 - (ii) その製品表示に当該製品のハラールステータス（ハラール製品であること）を表示しなければならない。
- (c) 製品が、ハラールではない原材料又はハラーム（haram、イスラム教において摂取が許されていないもののことをいい、具体的に何がハラームにあたるかは後日 MORA が決定する）である原材料を含むとみなされる場合、事業者はその製品ラベルに、当該製品が「ハラールではない」ことを表示しなければならない。
- (d) インドネシアにおけるハラール認証手続は、以下のとおりである。
 - 事業者が、ハラール製品保証実施庁（BPJPH）に対し、電子システムを通じ、文書（インドネシア語）でハラール認証の申請を行う。
 - BPJPH は、申請内容の不備の有無を審査する。
 - 事業者は、BPJPH により申請が受理された後、ハラール検査機関（LPH）を選択する。

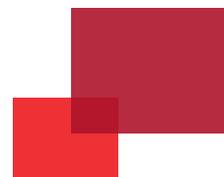
¹ 旧制度下での MUI による相互承認プログラムが承継されることが想定されるものの、ハラール製品保証法に基づく二国間相互ハラール証明承認の詳細については、現時点では未定。



- LPHは、BPJPHの定める基準に基づき、事業者の製品又はサービスを検査する。
 - LPHは検査結果をウマラー評議会（MUI）に、その写しをBPJPHに送付する。
 - MUIは、MUIのファトワー諮問手続により、製品やサービスがハラールであるか否かを判断し、その結果をBPJPHに送付する。
 - BPJPHは、事業者に対し、電子システムを通じハラール認証を発行する。
- (e) ハラール認証の各ステップには、一定の期限が設けられた。そのため、従来 60 営業日程度を要していたハラール確認からハラール認証の発行までが 20 営業日程度で完了する可能性がある。
- (f) さらに、一定の中小事業者のハラール認証のプロセスは、これらの事業者の費用と時間の軽減のため、簡素化され、無料化された。具体的には、中小事業者は、BPJPHの基準に基づく、ハラール製品であることを保証する申告書を提出することで足り、BPJPHは、対象製品がハラールであることが確認されている原材料を使用し、その製造工程も「ハラール」かつ単純なものである限り、その申告書のみを依拠してハラール認証を発行することになる。

3. ハラール製品保証法の適用

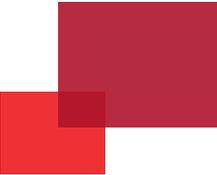
- (a) BPJPHは、監査を通じ、(c)記載の GR39 の違反が生じていないかを確認する。第三者通報制度が導入されているため、BPJPHが監査を行う際に違反を発見する可能性に加えて、個人や他の事業者などからの通報により違反が発覚する可能性も考えらる。
- (b) 違反があった場合、以下の行政上の罰則の対象となる。
- (i) 書面による警告
 - (ii) 行政処分（最大 200 万インドネシア・ルピアの過料）
 - (iii) ハラール認証の取消し
 - (iv) 製品のリコール
- (c) 以下は、違反の種類に応じた GR39 に基づく罰則措置の一覧表である。



違反の種類	行政上の制裁
(a) いずれかの行為を怠ること (i) ハラール保証の実施(jaminan produk halal) (ii) BPJPHへの使用原材料の構成変更の報告	<ul style="list-style-type: none">● 書面による警告● 過料● 認証の取消し● 製品のリコール
(b) ハラームである原材料や内容物の表記の懈怠 (c) 画像、文字、又は原材料名の色分け表示の方法に、ハラールではないという情報を含めることの懈怠	<ul style="list-style-type: none">● 書面による警告
(d) 以下いずれかの行為の懈怠 (i) ハラール認証を取得した製品にハラールであることの表示を付すこと (ii) ハラールではない原材料を含む製品にハラールではないことの表示を付すこと (iii) ハラール認証を取得した製品についてハラールのステータスを維持すること (iv) ハラール製品とハラールではない製品の処理、加工、保管、包装、配布、販売及び陳列の場所、位置及び用具を区別すること (v) ハラール認証の期限が切れる場合に、ハラール認証を更新すること	<ul style="list-style-type: none">● 書面による警告● 過料● 認証の取消し
(e) 以下いずれかの行為の懈怠 (i) インドネシア国内での製品流通前に、国外のハラール機関が発行したハラール認証を登録すること (ii) ハラールの表示のそばに国外のハラール認証の登録番号を記載すること (iii) 国外のハラール機関発行のハラール認証の有効期間が満了する場合、その証明を再登録すること	<ul style="list-style-type: none">● 書面による警告● 過料● 製品のリコール

4. 経過措置について

- (a) GR39に基づき、上記2に記載の通り、ハラール認証義務化の猶予期限が設定されている。
- (b) GR39の公布に関連する主な経過規定は、以下のとおりである。
- 国外の機関が発行したハラール認証でGR39の施行前にMUIが承認したものは、その期限満了まで有効だが、期間満了の3か月前までにGR39に準拠しなければならない。
 - GR39の施行前にMUIが発行した証明は、その期限満了まで有効である。
 - GR39の施行前にMUIが定めた形態のハラールの表示は、GR39の施行日から5年間引き続き使用できる。
 - GR39の施行前からのハラール監査人は依然としてハラール監査人とみなされるが、そのハラール監査人はGR39の施行



日から2年以内にGR39の規定に適合するように調整しなければならない。

- (v) GR39の施行前から存在した企業内のハラール監督者（Penyelia Halal）は従前どおりその存在を認められるが、GR39の施行日から2年以内にGR39の規定に適合しなければならない。

5. ハラール認証に要する費用

ハラール認証に要する主な費用は、ハラール認証申請費用及びハラール認証検査費用である。認証ごとのハラール認証料は、およそ30万から500万インドネシア・ルピアである。また、検査当局は、製品の評価に応じて、追加の検査又は評価費用を請求する場合がある。

6. 日本企業に与える影響

インドネシア国内に製造拠点を有する日本企業のみならず、インドネシアへ製品を輸出する日本企業も、その製品がハラール製品保証法上の対象製品に該当するものが含まれている場合、同法の順守が義務付けらる。

イスラム圏における食品の流通においてハラール認証の重要性は十分認識されてきたところであり、これまでもハラール認証を取得した上で、インドネシア国内で流通をさせている製品が多いと思われる。他方で、対象商品の範囲は食品に限られず、家電製品や化学品など日本からの輸出量が多いと思われる他の製品も対象となっており、ハラール製品保証法の影響を受ける日本企業は少なくない。同法はハラール認証を取得せずに「ハラールでない」との表示をすることも許容しているが、かかる表示をすることによる営業上の悪影響も否定はできず、従前、ハラール認証の取得を検討していなかった製品についても、ハラール認証を取得すべきか否かを検討する必要が生じるものと思われる。

また、日本企業の多くが、インドネシア以外のイスラム圏においても自社製品を流通させていることを踏まえると、イスラム圏における自社製品の訴求力の向上の観点から、新たにハラール認証を取得することを検討することの契機となり得るとと思われる。この点において、インドネシアは、ハラール認証制度を法制度に組み込むなどしており、イスラム圏においても先進的な取り組みを進めており、市場規模の観点も併せ考えると、イスラム圏全体におけるハラール認証取得を検討するにあたっては、ハラール製品保証法に基づくハラール認証を取得することから対応を始めることは、合理的なアプローチといえる。

なお、自社製品がハラール製品保証法上の対象製品であることが必ずしも明白でない製品については、同法の適用有無について、法解釈を踏まえた判断が必要となる。同法の施行後は、解釈の誤りにより法令違反のリスクが生じることとなるため、その判断にあたっては、現地弁護士を起用するなどして慎重に対応することが推奨される。